

## 工事の登録申請をする際の注意点

以下の表の（A）と（B）については一方しか申請することができない業種の組み合わせになりますので注意してください。

	（A）	（B）
組み合わせ その1	700 建築工事 2900 コンクリートプレハブ 3000 鉄骨プレハブ	800 電気工事、900 給排水衛生工事 1000 空調工事、3100 解体工事 3101 ひき家、3700 一般塗装 3800 橋梁塗装
組み合わせ その2	100 道路舗装工事、200 橋りょう工事 300 河川工事、400 水道施設工事 500 下水道施設工事、600 一般土木工事 700 建築工事、800 電気工事 900 給排水衛生工事、1000 空調工事	1100 建築設計、1200 土木設計 1300 設備設計、1400 測量 1500 地質調査

例1：「700 建築工事」と「800 電気工事」は両方の申込みができません。

例2：「100 道路舗装工事」と「1200 土木設計」は両方の申込みができません。